



NEWS LETTER



NO

69

発行者 適格消費者団体 特定非営利活動法人 消費者ネットおかやま

〒700-0026 岡山市北区奉還町1-7-7 オルガ5階

TEL: 086-230-1316

FAX: 086-230-6880

ホームページ: <https://okayama-con.net>

Eメール: npo-syohinet-okayama@sunny.ocn.ne.jp

2025年4月発行



適格消費者団体と地方公共団体の連携ブロック会合(中国・四国)

3月14日消費者ネットおかやまが、運営を担当しました。

～4 適格(めざす含む)適格消費者団体、8 県の消費者行政担当者、合計 39 名参加～

このブロック会合は、適格消費者団体と地方消費者行政を担う地方公共団体との連携強化を目指して、消費者庁が初めて企画し、オルガホールで開催しました。消費者団体訴訟制度の実効性を高めるため、制度の認知度向上を図る



消費者庁 奈良氏

ほか、制度の担い手である適格消費者団体と、地方公共団体及び消費生活センターが連携・情報交換をすることで、消費者被害の防止を行うことが目的です。会場参加24名、オンライン15名の参加者でした。中国・四国ブロックのほか4ブロックで開催されました。

消費者庁消費者制度課 奈良陽一総括補佐の制度意義・企画趣旨説明の後、北海道庁と消費者支援ネット北海道(特定適格消費者団体)から、北海道庁の情報提供とホクネットとの連携について実例の報告と、成城大学 町村泰貴教授の資料による適格消費者団体の実態調査報告があり、参加者から活動報告、意見交換を行いました。

参加者の感想から

◆【行政担当者】「自治体と適格消費者団体の、具体的な連携内容を知ることができて参考になった。」・「普段、他県の取組状況や他県の適格消費者団体の活動状況について情報交換することがないので貴重な機会だった。」・「情報提供覚書の記載内容や情報提供の方法等について、消費者庁からも具体的な提案をしていただいたかった。」

◆【適格消費者団体】「人口・経済的規模は異なるが、北海道とホクネットが協力して消費者被害防止に取り組んでおられることに大いに学びたい。北海道から緊急情報を提供されていること、行政措置情報と緊急情報を年1回の申請で提供されていて、消費者被害の発生すぐに対応できる仕組みになっているのが素晴らしいと思った。」・「全国の成果や互いの実情を知ることには意義があった。消費者庁も地方の実情について理解が進んだのではないかと感じる。自治体の担当者は2～3年ごとに異動し、消費者庁の担当者も同様。地方の実情、連携の意義を確認する場が必要だと考える。各県担当者の中には消費者団体訴訟制度について、あまり知らない人もいたようだった。」

令和6年度春

適格消費者団体連絡協議会に参加しました。

3月1日(土)～2日(日)、国民生活センター相模原事業所の会場とオンライン併用で開催され、消費者庁と全国の適格消費者団体、適格をめざす団体150名余りが参加しました。おかやまからは会場に1名、オンラインで4名が参加しました。



1日目「解約料の実態に関する研究会議論の整理について」(消費者庁消費者制度課)、「デジタル時代におけるよりよい消費生活を支える信頼の構築にかかる官民共創ラウンドテーブル～ダークパターン対策について～」(ダークパターン対策協会 小川晋平代表理事)などの報告があり、誠実な表示を認定するNDD(Non-Deceptive Design)認定制度の紹介がありました。差止請求事案報告で

は、おかやま検討委員会委員長の加藤航平弁護士がインシブ訴訟の経緯と論点について報告しました。他、大分県消費者問題ネットワーク：訪販リフォームで来訪が仕組みとして組み込まれている事例、消費者市民ネットとうほく：海外事業者～オンラインゲーム課金の事例で日本に外国法人登記していない国外法人とどこまでできるか、など問題提起と意見交換を行いました。

2日目は、消費者契約法・景品表示法の改正後の規定活用事例の交流、脱毛エステ業界の消費者被害への取り組み発表や「地方消費者行政の充実・強化のための国の財政措置を求める要望書」の連名提出、業務効率化についての取り組みなどの交流を行いました。次回の連絡協議会は、9月27日(土)・28日(日)の予定です。

ノートルダム清心女子大学 との連携事業

第5回(まとめ)ミーティング報告

日時・場所：2025年1月30日(木) 13:00～14:30 オルガ5階 オレンジ会議室

ネット上の広告パトロールから問題ありそうなサイトをチェックすることから始め、悪質商法に引っかからないためには、を論議、幼少期からの教育の機会が重要で、教育ツールを検討しようというところまで議論を進めてきました。まとめと次年度への申し送りとして、連携事業の責任者濱西教授も参加いただき、学生さん4人と事務局でまとめの会を開催しました。この取り組みの感想や、児童向け教育ツールの活用から広く啓発のあり方をめぐって意見交換しました。

□参加してみて

- ・広告パトロールして、ここで話を聞いて見極める力、特商法表記など知識もついた。・サークル活動と授業の中間的存在として、気軽に参加しながらも社会との接点が作れたのはよかった。 など

□消費者問題の啓発のあり方をめぐって意見交換

- ・法律の隙間について次々出てくるので、撲滅は難しい。しかし、悪いのはだます事業者なので、消費者が言いやすくする環境づくりと加害者の厳罰化が必要では。
- ・政治家は追いついていない。消費者問題は選挙で勝つための材料としては弱いし、環境問題ならば命にかかわるが消費者問題はカネどまりなので、どうしても後回しっぽくなるのでは。



岡山県委託 2024 年度見守り力アップ講座を 15 か所で開催、383 名が受講

岡山県事業の「見守り力アップ講座」は消費者被害の未然防止のため、地域の見守り力アップめざして開催しています。見守り力人材育成「地域の見守り力アップ講座」：5 会場 81 人、高齢者福祉などに関わる人向け「見守りネットワーク推進講座」：10 会場 302 人が参加しました。

開催日	受講者
5/22	参画まにわ
6/3	早島町町民課
6/18	倉敷医療生協
6/21	岡山県消費問題研究協議会美作支部
7/9	おかやまコープ倉敷エリア
7/12	は～と♡ふるネット（倉敷エリア）
7/19	備前市社会福祉協議会
10/11	備前市社会福祉協議会
10/24	赤磐社会福祉協議会
11/17	市民後見人養成講座（県南）
11/22	真備町高齢者支援センター
12/9	浅口市寄島地区民生委員児童委員協議会
1/20	岡山農林水産総合センター農業大学校
2/10	真備町高齢者支援センター
2/21	和気町社会福祉協議会 苦木区ふれあい会

高齢者の被害はコロナ後に再び増加、ネットを介した消費者被害も急増しています。まずは自分が被害者にならない知識を持つこと、周囲の人が被害に会っていないか気づく眼を持つこと、困ったときの相談先を知っておくことが大切ということ



グループワークで事例検討（11/22 真備）

を県内各地でさまざまな立場の人が学びました。

2024 年度 主な差止請求・申入れ・照会活動

※消契法=消費者契約法、景表法=不当景品類及び不当表示防止法、特商法=特定商取引法 の略です。

事業者名、時期	申入れ、差止等の内容	経過・結果
株式会社 メディビューティ 2020/4/8～ 最初の質問書送付	脱毛サロン LACOCO 運営会社。「全身脱毛月額 3,300 円、初月 0 円まるごと全身最短 6 か月!」と大きく表示、離れた場所にそれよりも小さく「全身脱毛 6 回プラン [36 回払い] の毎月のお支払額です。総額 118,900 円」と表示があります。初月 0 円は割引ではなく、支払いが後にずれるだけで、景表法 5 条 2 項有利誤認表示に当たると考え、改善を求めて 2023/6/7 申入書を送付しました。6/14 回答書が届き、ページ内で確認できる位置に総額表示を移動し改善も、「初回 0 円」は消費者苦情がないとの内容でした。総額表示は依然小さく、改善不十分と考え 11/16 消費者契約法 41 条事前請求書を発送しました。	改善連絡がないため、3 月 13 日督促状送付。
株式会社 イースプラント 2022/10/24～	ネット接続通信環境提供サービス事業者。電話勧誘で訪問を受けた。料金が安くなると言われたが安くならず解約したところ、違約金の請求を受けた。違約金が平均的損害を超えていると考え申入書送付。7/13 督促状を発送しましたが現在まで回答がありません。 9/13 に訴訟提起を前提とした事前請求書を送りましたが、回答がありません。事業者は社名を変更し、本社を北海道に移転しています。	事業者回答待ち 対応検討中。
株式会社エネルギア・ ソリューション・アン ド・サービス 2024/11/15～	電化住宅設備リース制度「あっと!電化パック」約款で、「原則中途解約不可、リース契約終了で機器処理手数料が必要、など消費者に一方的に不利益な内容があると情報提供がありました。検討の結果、約款の内容についての質問書を 11/15 に送付し、12/12 付回答書を受領しました。現在、検討委員会で回答内容を検討しています。	検討継続中。

他、葬祭会社などに申し入れを行い、脱毛サロン・第 3 類医薬品販売サイトなどの広告表示を検討中です。

「地方消費者行政の充実・強化のため国の財政措置を求める要望書」

を 3 月 5 日に 26 適格消費者団体・めざす団体 連名で提出しました。

詳しくは、消費者ネットおかやま HP でご確認ください。ホームページ: <https://okayama-con.net>

第18回 通常総会開催と役員選任に関する公告について

日頃より、消費者ネットおかやまにご協力、ご支援を賜り厚くお礼申し上げます。
消費者ネットおかやまは、定款第21条に基づき、第18回通常総会を下記の通り開催いたします。
万障お繰り合わせの上、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

記

1. 日時 2025年6月7日(土) 13:30~14:20(予定) (受付13:00~)
2. 会場 岡山国際交流センター2F(岡山市北区奉還町2-2-1)国際会議場
3. 主たる審議事項
第1号議案 2024年度事業報告承認の件
第2号議案 2024年度決算承認の件
報告事項 2025年度事業計画 2025年度活動予算
第3号議案 役員選任の件
4. 役員選任について
定款第12条に基づき、役員を選任を行います。候補者の推薦は5月1日(木)までとします。
第7回理事会にて候補者を決定、役員選任議案の通知は定款第22条3項により行います。

2025年度 消費者月間講演会 ※オンライン同時配信あり

「クリックひとつで人生が変わる? ネット広告の光と影」

インターネットを介した消費者被害が急増しています。ネット広告に関する第一人者による最新の情報と注意ポイントをわかりやすく語っていただきます。

講師: 日本アフィリエイト協議会(JAO) 代表理事 **笠井 北斗** 氏

日時: **2025年6月7日(土)** 14:30~16:30

場所: [岡山国際交流センター2F 国際会議場](#) (岡山市北区奉還町2-2-1)

主催: [適格消費者団体 NPO 法人消費者ネットおかやま](#) / 岡山県消費者団体連絡協議会

講師紹介: 笠井 北斗 (かさい ほくと) 氏

1999年よりアフィリエイト広告やネット広告業界の健全化活動に取り組む、インターネット広告の専門家。25年以上に渡るアフィリエイトの活動に加え、広告主や代理店、ASP支援事業や、関係省庁&他団体向けに講師協力も行う。

クロスワーク株式会社代表取締役。第6回WebグランプリWeb人部門特別賞を受賞。東京都表示適正化対策専門助言員。東京デジタルCATS助言員。
埼玉県インターネット適正広告連絡会参加。

※講演後、パネルディスカッション

「ネット広告を読み解く力とは?…消費者目線でチェックする」(仮題)

パネリスト: 笠井北斗氏、ノートルダム清心女子大学生等を予定

参加費: 無料 参加申込: 右の二次元バーコードからお申込み下さい。 ▣

申込〆切: 5月31日(土)まで

問合先: 消費者ネットおかやま事務局 email: npo-syohinet-okayama@sunny.ocn.ne.jp

TEL 086-230-1316

